

国民健康保険（国保）に関するお知らせ

国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新に伴い、7月中に新しい保険証を簡易書留で加入世帯へ郵送します。今回交付する保険証の有効期間は令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間となります。ただし、75歳の誕生日を迎える方や国民健康保険税が未納となっている世帯の方は有効期限が短い場合があります。

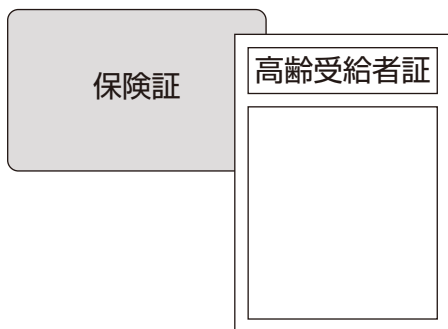
なお、社会保険など職場の健康保険に加入されている場合は、国保をやめるための手続きが必要ですので、住民課へお問い合わせください。

70歳から74歳の方へ～高齢受給者証と保険証が一体化されます～

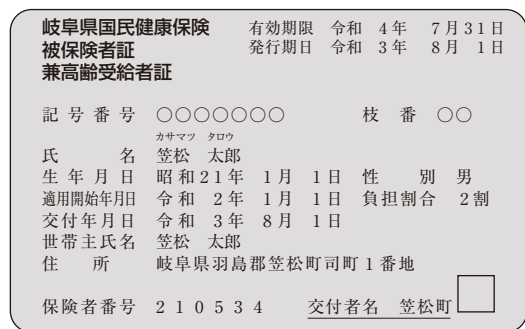
これまで、国保に加入する70歳から74歳の方には、保険証のほか自己負担割合が記載された高齢受給者証を別々に交付していましたが、8月1日からは保険証に自己負担割合が記載されるため、高齢受給者証は交付されません。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、7月中に郵送する国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（保険証兼高齢受給者証）を病院などの窓口で提示してください。

<7月31日まで>
保険証と高齢受給者証の2枚を提示



<8月1日から>
保険証兼高齢受給者証のみ提示



令和3年度国民健康保険税

国保は、病気やケガをした時に安心して病院にかかれるように、日ごろからお金を出し合いみんなで助け合う制度です。被保険者の皆さんより納付いただいている国民健康保険税は、医療費の支払いに必要不可欠な財源となっています。国保の健全な運営のため、国民健康保険税の納付に、ご理解とご協力をお願いします。

令和3年度の国民健康保険税率は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ前年度から据え置きのままです。

令和3年度国民健康保険税率

		国民健康保険税		
		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	基準総所得に乗ずる率	6.4%	2.4%	2.28%
均等割額	1人につき	26,100円	9,700円	11,700円
平等割額	1世帯につき	18,900円	7,000円	5,900円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円